



労災ニュース1号

～ 第1回口頭弁論(裁判)が開かれました！～

10月10日に出訴してから1か月半が経った11月27日(木) 35名(うち聴覚障害者9名)の傍聴者が集まるなか、東京地方裁判所705法廷において第1回口頭弁論が開かれました。

開廷直後に、田門弁護士より傍聴席での通訳を立てて行なわせてほしい旨を要望しましたが、裁判官はこれを認めず、固定の椅子に一列に座った聴覚障害者の間の席に座っての通訳となりました。

始めに、裁判官から次回は「口頭弁論」ではなく、「弁論準備手続」をと勧められました。口頭弁論は傍聴ができる法廷(部屋)の都合で曜日が決まっており、弁論準備手続のほうが迅速に裁判を進行できるとの事でした。「大勢の傍聴人がいるので、次回も口頭弁論で！」と要望し、次回も口頭弁論となりました。内山さんからは、提訴に至った経過またその間の精神的苦痛など意見陳述があり、約10分間で裁判は終了しました。



その後、虎ノ門ビジネスセンターに会場を移し、報告会が開かれました。報告会は、支援する会の河合会長の挨拶、田門弁護士からこれまでの経過報告と被告についての説明がありました。今回の裁判で被告代理人として署名している人は10人おり、東京法務局の訟務検事で、身分は裁判官とのこと。つまり、国を相手に訴訟を起す事は、裁判官と相対するという事になります。

斉藤ケースワーカーからは、内山さんの主治医が労働基準監督署に意見書を提出しており、それを否定する場合は地方労災医(監督署の医師)の意見が必要だが出されていない。その点を訴えていく必要があるとお話がありました。最後に内山さんから、支援への感謝と、権利を争う法廷の場で立って行なう手話通訳が認められなかったことに対し怒りを感じている、と力強い発言がありました。是非、次回の裁判にも傍聴いただき、ご支援をお願いします！

次回は2月5日(木) 13:10～ 東京地方裁判所705法廷です。



裁判資金のカンパに、ご協力をお願いします。
ご連絡は まで。

「内山さん労災裁判を支援する会」

～登録通訳者の身分保障のために～

【連絡先】さいたま市聴覚障害者協会事務局内

電話/FAX 048-653-7324

【振込先】郵便振替口座 10310-0-39828751

「内山さん労災裁判を支援する会」